



高砂市消費生活センターだより

編集・問合先

高砂市消費生活センター
☎ 443・9078
FAX 443・0009

トイレやお風呂などの水漏れや詰まりなどのトラブルは予期しない時に起こるため、慌てて修理を依頼しがちです。消費生活センターに寄せられた水まわりのトラブルの相談事例を紹介します。

クリーニング・オフの可否に ご注意を！

事例1 相談者 50代女性
トイレのタンクから水漏れしたので、ポストに入っていたマグネット広告を見て修理業者に電話した。来訪した業者が「30万円かかる」と言つので、「別の業者の見積もりを取りたい」と言つたが無視され、トイレを取り外された。さらに「配管も替えなければならぬ。50万円かかる」と言われ、「元に戻してほしい」と頼んだが無視され、作業が進んだ。作業後、工事請負契約書を見せられ「50万円現金で支払ってくれ」と言われ、「高額なので明日振り込む」と言つたが「今、支払ってくれ。現金をおろして来るまで待つ」と威圧的な態度で言われ、仕方なく支払った。契約書にはクリーニング・オフについて記載があるが、可能か。

《アドバイス》

◇消費生活センターで工事請負契約書を確認したところ、『お客様が電話で要請された作業の範囲を超えない時は、クリーニング・オフの対象にならない』と記載がありました。トイレの水漏れの作業だけであり、範囲を超えていないためクリーニング・オフはできないと考えます。

マグネットなどの広告を見て自分から修理を頼んだ時は、法律で決まったクリーニング・オフの適用はありません。

8千円で済むはずが・・・

事例2 相談者 30代女性
ある土曜日の朝、トイレが詰まってしまった。スマホで検索し、フリーダイヤルの業者に電話をした。「修理代は約8千円だ」と言われたので依頼した。来訪した業者は、ラバーカップで作業をしたが詰まりは解消しなかった。「配管の清掃が必要だ。2万3千円掛かる」と言われ応諾したが、配管清掃しても詰まりは解消しなかった。すると、「便器を外さないでためだ。6万円掛かる」と言われた。詰まりが解消された後に出了れた工事請負契約書には、10万円と書かれていてびっくりした。「カードで払いたい」と言つたが「今、現金で支払ってくれ」と言われ、仕方なく支払った。請求は妥当か。

トラブルに慌てず 複数業者に見積もりを！

事例3 相談者 50代女性
集合住宅に居住している。休日トイレが詰まったので、以前にポストに入っていたチラシの業者に電話をした。

すぐに業者が来訪し、状況を確認し約3万円かかると言われた。承諾したところ、作業を始めてすぐに「配管が大変なことになっている。このまま放置すると床が水浸しになり他の入居者に迷惑がかかる」と言われた。金額を聞くと15万円と言われた。修理を依頼し、現金で全額支払った。

最近になり、別の水道業者にに見てもらったところ、あまりに高額だと言われた。

《アドバイス》

◇広告の中には、一部の料金のみを記載して低料金で済むかのような印象を与えるものもあります。料金が適正かどうかは、消費生活センターでは判断できません。修理の依頼は慎重にしましょう。

市では、上下水道工事業者の指定制度を設けています。予期せぬ水まわりのトラブルに慌てず対応するためにも、普段から宅地内の止水栓や公共まの位置を確認し、近くの指定業者を調べておくことをおすすめします。

指定給水装置工事業者、指定排水設備業者は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。